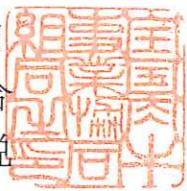


令和3年度農林関係税制改正に関する要請について

令和2年11月5日

全国肉牛事業協同組合

理 事 長 中林 正悦



我が国における酪農・肉用牛生産は、国民への安心・安全な畜産物の安定的供給のみならず、中山間地域農業等の維持・活性化を図る上で、極めて重要な役割を担っています。

しかしながら、肉用牛生産は素牛の導入から種付け・分娩や肥育・出荷に要する期間が長く、経営環境の変化に影響されやすいことから、TPP11、日EU・EPA、日米FTA発効等の新しい国際環境において、肉用牛経営の安定的発展を図るために、引き続き税制措置等による支援が不可欠であります。

つきましては、我が国肉用牛生産の振興及び将来にわたる肉用牛経営の安定を図るため、下記の要請をいたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の税制措置の延長（所得税・法人税・登録免許税）

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再生促進機械等の割増償却（機械・装置40%、建物等45%）等の2年間の延長をお願いします。

併せて、同法の趣旨に即して、生産者の経営安定のため、配合飼料、生産資材等の価格値下げや、畜産物の流通加工構造の改革が促進されるよう、政策の充実・強化をお願いします。

2 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油引取税）

軽油は畜産機械、飼料生産用機械などの動力源として使用され、機械化が進んだ畜産経営においては不可欠であり、燃料コストをできる限り軽減し、我が国の畜産経営の安定的発展を図るため、軽油引取税の課税免除の特例措置の延長をお願いします。